

## 令和3年度 国民年金保険料の納付書を発送します

4月上旬に日本年金機構より、令和3年度国民年金保険料の納付書が送付されます。

納期限等にご注意いただき、金融機関かコンビニエンスストアで納付をお願いします。

**令和3年度 国民年金保険料** = 16,610円(月額)

※市役所では納付できません。

※前納される場合は納期限にご注意ください。

※現在口座振替等を利用している人には、別途通知が送付されますので、確認してください。

※保険料の免除等を考えている人は、下記にて手続きをしてください。

※現在、全額免除を承認されている人は、6月まで承認となるため、4月には納付書が送付されません。一部免除を承認されている人は、4～6月分の一部免除額の納付書が送付されます。

**問合せ** = 奈良年金事務所 国民年金課 (☎0742-35-1371)、市保険年金課 国民年金係 (内線325・326)

## 都市計画の変更原案の縦覧と公聴会の開催について

大和都市計画(用途地域、高度地区、地区計画)の変更等にかかる原案の縦覧と公聴会を開催します。

**変更等の対象区域** = 郡山城跡公園計画区域内とその他(城内町の一部、城見町の一部、北郡山町の一部)

### ◆変更等の原案の縦覧について

**縦覧期間** = 4月2日(金)～4月16日(金)

(土・日曜と祝日を除く8時30分から17時15分まで)

### ◆公聴会の開催について

**日時** = 4月18日(日)14時～

**場所** = 三の丸会館3階小ホール

※公述申出がなかった場合は、公聴会の開催を中止します。なお、開催の有無については4月13日(火)以降に市ホームページに掲載するほか、下記までお問い合わせください。

### ◆公述申出について

市民、利害関係人で公述申出(後日選定)を希望する場合は、住所・名前・年齢・職業・電話番号・意見の要旨を記載して提出してください。

**公述申出書の受付期間** = 4月2日(金)～4月12日(月)(必着)

**縦覧場所・問合せ** = 都市計画課(内線673)

※市ホームページにも原案等を掲載します。

## 令和3年度「学生納付特例制度」の申請受付がはじまります!

～4月から受付を開始。申請はお早めに!～

20歳から60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、保険料の納付が義務づけられています。しかし、収入がない等の理由で保険料納付が困難な場合、学生の人には、本人の申請により在学期間中の保険料を納付猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

**対象となる学生** = 大学(大学院)・短大・高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等

※夜間・定時制・通信課程の人も含みます。

※各種学校は、修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります。私立の各種学校は、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます。

**承認期間** = 令和3年4月～令和4年3月まで

～申請は毎年必要です!～

**申請** = 年金事務所から学生納付特例申請のためのハガキが送付されますので、必要事項を記入して返送してください。市役所での手続きは必要ありません。

※ハガキが送られてこなかった人は、年金手帳・学生証(写しでも可)を持参して、市保険年金課 国民年金係窓口へ。家族の人でも手続きはできます。

※保険料が未納となっている場合、その間に事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合があります。

～就職したら追納しましょう～

納付猶予期間は、納付した期間に比べ受け取る年金額が少なくなります。10年以内であれば後から納付(追納)することができます。将来の年金額を増やすためにも、おすすめします。(保険料の追納には、申込書の提出が必要です)

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

**問合せ** = 奈良年金事務所 (☎0742-35-1371)

(保険年金課 国民年金係)

